

岐阜県公報

号 外 (十) 平 成 二 十 六 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(スポーツ推進課)

ページ
一

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第九条第二項の規定による有料公園及び有料公園施設(岐阜メモリアルセンターの有料公園施設を除く。)の利用の許可の申請は、当該利用に係る有料公園又は有料公園施設の利用料金の納入をもつて当該申請があつたものとみなす。

2 条例第九条第二項の規定による岐阜メモリアルセンターの有料公園施設の利用の許可の申請は、有料公園施設利用申込書(別記第六号様式)二通を知事(条例第九条の二第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者(同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。))次条第一項及び第六条の二第一項において同じ。)に提出することにより行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める行為が行われたことをもつて、条例第九条第二項の規定による申請があつたものとみなす。

- 一 庭球場一般コートを利用する場合、水泳場、弓道場及び補助競技場を一般利用する場合並びに本館のトレーニング室を利用する場合 利用料金の納入
- 二 第一駐車場及び第二駐車場を利用する場合 駐車場への入場

第五条第三項中「前項の利用許可」を「前項本文」に改め、同項ただし書中「利用許可の申請」を「当該申請」に改める。

第六条第一項中「知事は、」及び「規定による」を削り、「ときは」の下に「、知事は」を加え、同項ただし書中「前条第二項」を「前条第二項本文」に改め、同条第二項中「同条第二項ただし書」を「同条第二項第一号」に改め、「」又は「の下に」指定管理者の預金若しくは貯金の口座への振込みその他指定管理者が別に定める方法により利用料金を納入するときに発行する指定管理者が別に定める領収書を、同項第二号に該当する場合にあつては」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(利用許可の変更申請等)

第六条の二 条例第九条第二項の許可を受けた者（第五条第二項本文の申請をした者に限る。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第七号様式の九）一通を知事に提出することにより申請しなければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による利用の許可の変更に係る申請の場合について準用する。

第九条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に、「使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可）を「条例第九条第二項の許可を受けた日から二十日以内（当該許可）」に、「使用日」を「利用日」に、「使用の日」を「利用日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「水泳場を一般利用し、又は」を「水泳場、弓道場若しくは補助競技場を一般利用する場合又は」に、「際に水泳場」を「時まで」に水泳場、弓道場、補助競技場」に改め、「入口」の下に「又は指定管理者の事務室」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 庭球場一般コートを利用する場合 利用の時までに指定管理者の事務室で現金又は指定管理者の預金若しくは貯金の口座への振込みその他指定管理者が別に定める方法により納入すること。

第九条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に、「おいては」を「おいて」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第十条第一項中「使用日」を「利用日」に改める。

第十一条第一項第一号中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項第二号及び第三号中「使用日」を「利用日」に改め、同条第三項中「使用許可」を「条例第九条第二項の規定による利用の許可」に改める。

別表第一の一の表ゴルフ用具の部クラブセットの項中「三二〇」を「三三〇」に改め、

同部シューズの項中「二二〇」を「二二〇」に改める。

別表第二の一の表陸上競技場の項中「八、〇九〇」を「八、三二〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に、「九、六六〇」を「九、九四〇」に、「二八、二五〇」を「二九、〇六〇」に改め、同表野球場の項中「三、三六〇」を「三、四六〇」に、「四、四一〇」を「四、五四〇」に、「三、九九〇」を「四、一〇〇」に、「一一、七六〇」を「一二、一〇〇」に改め、同表本館の項中「五、九九〇」を「六、一六〇」に、「七七〇」を「七、九九〇」に、「七、一四〇」を「七、三四〇」に、「二〇、九〇〇」を「二一、四九〇」に改める。

別表第二二の表体育器具の部電光表示盤の款第一体育館の項中「九、四五〇」を「九、七二〇」に改め、同款陸上競技場の項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同款野球場の項中「三、五七〇」を「三、六七〇」に改め、同款水泳場の項中「一、六八〇」を「一、七三〇」に改め、同部移動式バスケットボールの款中「二、六三〇」を「二、七二〇」に改め、同部テニスコートマットの款からバレーボールコートマットの款までを削り、同部レスリング用具の款中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部フェンシング用具の款からビームライフル用具の款までを削り、同部新体操用床マットの款中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部トランポリンの款を削り、同部体操（男子全種目）の款から陸上競技用具の款までを次のように改める。

体操	陸上競技用具	
	男子全種目	女子全種目
男子全種目	一式	二二、九六〇
女子全種目	一式	八、六四〇
全種目	一式	二二、六〇〇
短・長・リレー競技	一式	二、四九〇
ハードル競技	一式	二、四九〇
走高跳競技	一式	二、四九〇
棒高跳競技	一式	二、四九〇
走幅・三段跳競技	一式	二、四九〇
ハンマー投競技	一式	二、四九〇
やり投競技	一式	二、四九〇
円盤投競技	一式	二、四九〇

砲丸投競技

一式

二、四九〇

別表第二二二の表音響設備の部第一体育館音響調整設備の款中「二五、七五〇」を「二六、二〇〇」に改め、同部第二体育館放送設備の款中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同部武道館の款中「二、三二〇」を「二、三八〇」に改め、同部陸上競技場の款及び野球場放送設備の款中「五、二五〇」を「五、四〇〇」に改め、同表照明設備の部アリーナ照明の款第一体育館の項中「三、五七〇」を「三、六七〇」に、「七、〇四〇」を「七、二四〇」に改め、同款第二体育館の項中「一、三七〇」を「一、四一〇」に、「二、七三〇」を「二、八八〇」に改め、同款武道館の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同部ステージ照明の款中「二、〇〇〇」を「二、六〇〇」に、「五、二五〇〇」を「五、四、〇〇〇」に改め、同部夜間照明の款陸上競技場の項中「五、七八〇」を「五、九五〇」に、「一、五五〇」を「一、八八〇」に、「三、一〇〇」を「三、七六〇」に改め、同款野球場の項中「二、六〇〇」を「二、二、九六〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、九二〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、八八〇」に改め、同款水泳場の項中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に、「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同款庭球場の項中「一、七九〇」を「一、八四〇」に、「三、五七〇」を「三、六七〇」に、「三三〇」を「三三〇」に、「六三〇」を「六五〇」に改め、同款補助競技場の項中「六、三〇〇」を「六、四八〇」に、「二、六〇〇」を「二、九六〇」に改め、同款ピンスポットの項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同部持込電気器具の款中「二、二〇」を「二、二〇」に改め、同表冷暖房設備の部第一体育館の款中「一六、一七〇」を「一六、六三〇」に改め、同部第二体育館の款中「一、二四〇」を「一、五六〇」に改め、同部武道館の款中「五、三六〇」を「五、五一〇」に改め、同部体育室の款中「三、五七〇」を「三、六七〇」に改め、同表舞台設備の部組立舞台ユニットの款中「八八、二〇〇」を「九〇、七二〇」に改め、同部金びょうぶの款中「五、二五〇」を「五、四〇〇」に改め、同部演台（花台を含む）の款中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部司会者用演台の款中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同部ホリゾント幕の款からサイド幕の款までを削り、同部バトンの款中「二、〇五〇」を「二、〇八〇」に改め、同表映写設備の部を次のように改める。

映写設備

一式

一、〇八〇

別表第二二二の表その他の部フォークリフトの款中「二〇、五〇〇」を「二〇、八〇〇

〇」に改め、同部壁面収納可動席の款中「五二、五〇〇」を「五四、〇〇〇」に改める。
別表第一四の表茶会用具の部中「一、〇〇〇」を「一、〇三〇」に改め、同表冷暖房設備の部広間の項中「二〇〇」を「二二〇」に改める。

別表第二水泳場の部五〇メートルプール及び二五メートルプール（冷水期間）の項中「三三〇」を「三三〇」に改め、同部五〇メートルプール及び二五メートルプール（温水期間）の項中「六三〇」を「六五〇」に、「三三〇」を「三三〇」に改め、同表弓道場の部中「三三〇」を「三三〇」に改める。

別記第一号様式及び別記第四号様式中「通年回覧」を「通年回覧」に改める。

別記第六号様式中「」を「」に、「」を「」に改める。

別記第七号様式の八の次に次の一様式を加える。

第7号様式の9(第6条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事様

申込者
住所
氏名
連絡先

利用承認変更申込書

年 月 日付け第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更を申込みます。

変更する事項	変更前	変更後
変更する理由		
その他		

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜メモリアルセンター指定管理者」とする。

印刷
岐阜県知事公印の貼付を要する。

平成二十六年四月一日綴り

発行者
発行所

岐阜県田原二丁目一丁目
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社